

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正内容

改 正 前	改 正 後
(職員) 第 1 1 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事__が行う研修を修了したものでなければならない。	(職員) 第 1 1 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事 <u>又は指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。

※「放課後児童支援員」とは

放課後児童健全育成事業（市川市では現在、「放課後保育クラブ」のみ）に従事する職員。

資格要件は保育士・社会福祉士等であって、都道府県知事が行う放課後児童支援認定資格研修を修了したもの